

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局総務課

施策名	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること (I-3-2)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策の概要	<p>医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) わが国におけるこれまでの医療安全対策は、平成14年4月に医療安全対策検討会議において、今後の医療安全対策の基本的方向性等について取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきた。 しかしながら、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められ、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となった。 このため医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言した「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられた。 以降この報告書に基づき、各般の施策を実施するとともに、平成18年の医療法改正においては、中立的な立場で患者・家族等と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する医療安全支援センターの制度化や医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、すべての医療機関に対して医療安全の確保の義務付けなど、その充実強化を図ってきたところである。 近年、医療紛争が増加の傾向にあるが、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっている。 また、医師が異状死を警察へ届けなかったことを理由に医師法第21条違反で逮捕される事件が発生し、届出の在り方の見直しが医療関係者から求められている。 このような状況を踏まえ、医療事故死等の原因を究明するための調査を適確に行わせるため、公正かつ中立な第三者機関(医療安全調査委員会)を設け、医療事故の防止を図り、もって医療の安全の確保に資する必要がある、また、このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復にもつながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資するものと考えられるため、現在、早急に取り組むべき課題となっている。 さらに、分娩時の医療事故では、過失の判断の有無が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられることから、産科医療における無過失補償制度について、平成18年11月に与党において枠組みが取りまとめられた。この枠組みを踏まえた産科医療補償制度の早期実現についても、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性) 医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性) 「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)においては、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」の3本柱を重点事項として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策が掲げられており、この報告書に基づき、各般の施策を総合的に講じることが、施策目標の達成に向けた効率的な取組であると考えられる。</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

(総合的な評価)

医療の安全の確保の観点から、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、各般の施策の総合的な取組を推進してきているところであり、大きくは平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に安全管理体制が義務付けられ、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価することができる。

医療の安全と両輪をなすべき医療の質の向上を実現していくためには、医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の医療への主体的参加を促進することが重要であり、その啓発活動の一環として開催している医療安全に関するワークショップやシンポジウムにおいては、指標1のとおり参加者も増加傾向にあり、患者、国民が医療の安全に関しての関心が高まってきていると考えられる。また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援する医療安全支援センターの設置について、平成18年の医療法改正における制度化を契機に各都道府県等において、着実に進められ、大幅に増加してきている(個別目標3「参考指標」参照)ことから、患者、国民の医療への主体的参加の促進につながっているものと評価することができる。

さらに、医療の安全性を向上させていくためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度についても、着実に取組が進められ、平成21年1月より運用が開始される予定であることから、新しい仕組みの構築に向けて、着実に進展していると評価することができる。

以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

平成20年度予算については、医師確保対策として、「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日政府・与党)において、産科補償制度の早期実現、診療行為に係る死因究明制度の構築(医療事故調査会)など、医療リスクに対する支援体制を整備することが盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)においては、「緊急医師確保対策について」に基づき、医療リスクに対する支援体制の整備など、医師確保のための緊急対策に取り組むこととされたことも踏まえ、医療リスクに対する支援体制の整備の一環として、産科医療補償制度創設後における一定の支援、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けて、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等を行った。

また、平成20年度組織・定員については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を図ったところである。

平成21年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進するとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を要求する予定である。

また、平成21年度組織・定員要求については、平成20年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制を強化として、増員を要求する予定である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	医療安全に関するワークショップの参加人数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	3,131 【79.0%】	3,413 【109.0%】	4,024 【117.9%】	3,691 【91.7%】	5,179 【140.2%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	医療安全対策加算届出医療機関数(単位:施設数)	-	-	-	1,080	1,409
2	医療安全対策加算届出医療機関の病床数(単位:床)	-	-	-	423,249	505,528
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1~2は、保険局医療課の調べによる。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うものである。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せて、医師が安心して医療に取り組めるようにします。」